

指定管理者制度導入施設における第三者評価の実施について

行政改革課

目的

- 客観性・中立性の担保
 - ・指定管理者の管理運営が計画どおりに実施されているか。
 - ・県のモニタリングが適切に行われているか。
- 利用者等の第三者意見の反映
 - ・利用者や地元市町村関係者等の第三者意見を施設運営に反映。
- 専門的見地からの助言
 - ・施設の管理運営状況と県（施設所管課）の評価に対し専門的な立場から、意見や助言を得る。

効果

- より効率的・効果的な施設の管理・運営を行うことによる県民サービスの向上

第三者評価の実施方法

- 1 評価者
 - 以下のようなメンバーを想定
 - ・当該施設の指定管理者選定委員会の外部委員
 - ・利用者や地元市町村関係者等の当該施設に詳しい者
 - ・公認会計士、弁護士等の専門家
- 2 評価対象施設（今年度実施予定施設・・・5施設）
 - 原則、指定期間3年以上の施設に導入
 - ※市町村等が指定管理者の施設は別途検討
- 3 評価時期
 - 原則、指定期間の3年目以降に最低1回実施（最終年度は除く）
 - ※評価結果を考慮し、複数回の実施も検討
- 4 評価方法
 - 当該施設の管理運営状況報告等に基づき、指定管理者及び県への事情聴取や必要に応じて実地調査を実施
- 5 評価結果の反映
 - 第三者評価での指摘・意見を公表するとともに、施設の管理運営に反映
 - 翌年度以降、指摘・意見への反映状況を公表